基本構想答申素案に定義した整備方針					1 女甘海安によしざい	车中分	(1)	/ /	1	つ 松坐 ニール	- 笛中ナナナ	ジャー と 声致 足相 5	- 三柱
;	基 个博		に正我した登幅力針	1. 各基準等にもとづく算定								採用した事務局想定面積 「CODS (・HEXEL)	
役割	基本方針	∀機能	整備方針	(1) 現状	(2) 現在の状況および課題等を考慮した必要函	面積	(3) 国基準		(4) 類似人口規模の他市平均	B案(本庁舎建替 (1)~(4)のうち	+分厅告建替) 面積	C・D案(一括移転 (1)~(4)のうち	
241		,,,,,,		面積	考之方	面積	考え方	面積	考え方面積	採用した算定方法	本庁舎 分庁舎	採用した算定方法	面積
I 市民 サービ ス	1. 利用し やすい 庁舎	①ワンストップ サービス窓口 (総合窓口)	○ ワンフロアに窓口を集約して配置する『ワンフロア集約型の総合窓口』を導入する。	 (共用部分に含)	①市民課、国保年金、福祉関係 ・総合窓口と クローカウンター窓口 を設置	【総務 16会 む	義室面積に含		【人口比】 平均12.6㎡/万人	(2)必要面積		(2)必要面積 ※移転により、ワンフロアを 広くすることができるため、 福祉関係の2課をさらに配	
			○ 利用の多い証明書を一元化して発行できる『証明書発行専用窓口』の設置を検討する。		②証明書発行窓口 ・住民票や税証明などの発行窓口を新設							置することができ、必要面 積も+20㎡となっている	
		②待合スペー ス	○ 総合窓口には、窓口の集約に 対応したゆとりある待合スペース を整備する。		①市民課 ・ピーク時の来客者数≒現状の待合席数 ⇒ストレスのない待合空間	同上			【人口比】 平均14.3㎡/万人	(2)必要面積		(2)必要面積	
					②国保年金、高齢・障害・児童福祉 ・総合窓口に集約して配置するため、 この利用者の待合席も確保必要								
		③相談室	○ プライバシーに配慮された共用 の個室相談室を設置するととも に、主に相談を行う部署が配置 された低層階には専用の相談 室を確保する。	153	①市民相談、生活保護、高齢・障害・児童福祉、税等の相談系部署の相談室 ②その他共用相談室	同上			【人口比】 平均4.8㎡/万人	(2)必要面積 ※庁舎の分散により重複 設置(分庁舎は共有相談 室各階1ヵ所設置)		(2)必要面積	
	2. 人にや さしい 庁舎	⑤共用部分 (廊下、階段、 エレベーター)	○ 通路等の共有部分は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」の「誘導基準」以	4,676	○法誘導基準にもとづく廊下幅等の確保 ・現庁舎の共有部分割合(22.6%)を1.3倍に 拡充⇒庁舎面積×29.4%		省】 とのぞく各室 D40%		【職員比】 平均5.7㎡/人	(2)必要面積		(2)必要面積	
	7,1	(ロビー)	上を目指した幅や機能を確保する。	111	○職員増に対応して拡大・現状で不足ないが、本庁舎勤務職員の増大 分拡張する(1,300人→1,600人=1.2倍)					(1)現状同等 ※庁舎の分散により重複 設置(分庁舎は本庁舎の 1/2で想定)		(1)現状同等	
		⑥トイレ	○ ユニバーサルデザインの考え方 に基づいた『誰でもトイレ』を、 「高齢者、障害者等の移動等の 円滑化の促進に関する法律(バ		○法誘導基準にもとづく各階1ヵ所設置	【総務 16会記 む	省】 義室面積に含		【人口比】 平均2.4㎡/万人	(2)必要面積 ※庁舎の分散により重複 設置		(2)必要面積	
			リアフリー新法)」の「誘導基準」以上を目指し設置する。		○各階 設置 				【人口比】 平均23.7㎡/万人	(2)必要面積 ※庁舎の分散により重複 設置(分庁舎は各階2ヵ所 設置)		(2)必要面積	
		⑦授乳室、キッ ズスペース	○ 子育て関連の窓口に併設して、 授乳室・キッズスペースを設置 する。	77	○現在の施設を踏襲 ・来庁者のほか、地域住民の自由な利用を考慮し、現八幡分庁舎1階の『親子つどいの広場』相当の規模を確保	同上			【人口比】 平均3.5㎡/万人	(1)現状同等 現状で自由利用を含めた スペースの確保ができて いるため		(1)現状同等 現状で自由利用を含めた スペースの確保ができて いるため	
	3. 親しま れる庁 舎	8多目的 スペース	○ 一時的に広いスペースを要する 行政事務やイベントに利用でき る多目的スペースを設置する。	0	○事例を参考にしながら必要面積を算定 ・現状の庁舎にない施設のため、他市事例と 同等規模を必要面積とする		なしのため必 大で考慮)		【人口比】 平均13.4㎡/万人	(4)他市平均 現状の庁舎にない施設の ため、他市事例と同等規 模を必要面積とする		(4)他市平均 現状の庁舎にない施設の ため、他市事例と同等規 模を必要面積とする	
		市民活動 支援スペース	○ 打ち合わせコーナーや印刷機 等の機材が設置された市民活 動支援スペースを設置する。	 (執務室に含)									
		⑨食堂·売店	○ 市民が利用しやすい食堂の設 置を検討する。	411	○職員増に対応して拡大 ・現状で不足ないが、本庁舎勤務職員の増大 分拡張する(1,300人→1,600人=1.2倍)	【総務 16会 む	道】 義室面積に含		【職員比】 平均0.37㎡/人	(1)現状同等 現状同等の規模において 諸室の機能向上を図る		(1)現状同等 現状同等の規模において 諸室の機能向上を図る	
			○ 売店は、コンビニエンスストアの 誘致を含めて検討する。						【職員比】 平均0.07㎡/人				
		⑩総合情報コーナー	○ 市政や地域活動の情報を紹介 する『総合情報コーナー』を設 置する。	—— (庁舎外のプレハ プ60㎡)	○必要スペースが確保されており、現状で不足なし	同上			【人口比】 平均2.5㎡/万人	(1)現状同等 現状で不足ないため		(1)現状同等 現状で不足ないため	

-	基本構想答申素案に定義した整備方針				1. 各基準等にもとづく算法	2. 機能ごとに算定方法を採用した事務局想定面積			
役割	世十七年	機能	整備方針	(1) 現状	(2) 現在の状況および課題等を考慮した必要面積	(3) 国基準	(4) 類似人口規模の他市平均	B案(本庁舎建替+分庁舎	
(文部)	基本方針	炒水 村	登	面積	考え方 面積		「積 考え方 面積		<mark>面積 (1)~(4)のうち 面積 </mark>
		⑪議場等	○ 議場は、議員定数に応じた規模 を確保する。	1,256	○必要な諸室・スペースが確保されており、現 状で不足なし	【総務省】 議員あたり35㎡ 35㎡×42人(議員)	【議員比】 平均11.6㎡/人	(1)現状同等 現状同等の規模において 諸室の機能向上を図る	(1)現状同等 現状同等の規模において 諸室の機能向上を図る
			○ 委員会室は、常任委員会が同時開催できる必要な室数を確保する。	480			【議員比】 平均12.7㎡/人		
			○ 議員控室は、議員数や会派の 増減に対応できる柔軟な構造と し、議長室等、議会活動に必要 な諸室について整備を行う。				【議員比】 平均15.7㎡/人		
Ⅱ 行政事	機能	迎執務室	○ 執務空間は、国基準に準じたスペースを確保する。	8,008	○国基準と現状の双方を考慮 ・一般職については国基準(4.5 m²/人)を一律	【総務省】 一般職員	【職員比】 平均7.0㎡/人	(2)必要面積	(2)必要面積
務	的・効 率的な 庁舎		○ 執務空間には、各課の間に間 仕切りは設けず、机や椅子等の 什器類のサイズ・配置と執務室 のレイアウトを統一化した、引越 し経費の削減にも効果のあるユ ニバーサル・フロアを導入する。		確保、役職者については現状同等を必要面 積とする	1人あたり4.5㎡ 特別職(20人分) 部次長(9人分) 課長(5人分)を加 算			
		③打合せ等共 有スペース	○ 日常的に必要な打ち合せや作業、OA機器が設置できる共有スペースを配置する。	 (執務室に含)	①執務室内の打合せスペース等 ・現状23課26ヵ所(平均3課に1ヵ所程度)配置	【総務省】 ⑯会議室面積に含む		(2)必要面積	(2)必要面積
					②コピー機の設置 ・現状、2課で1ヵ所程度配置				
					①と②をあわせ、2課で1ヵ所の共有スペース (20㎡/ヵ所)を確保				
		⑭会議室	○ 現在の不足状況を解消できる数 を確保した、全庁共用の会議室 を配置する。	.,	○現状会議室(9室・480㎡)の予約状況より ・6室は自由利用で、倍率は1.1~1.3倍 ・3室は固定用務で、ほぼ専有	【総務省】 会議室ほか、諸室 の面積として、職員 あたり7㎡	【職員比】 平均1.0㎡/人	(2)必要面積	(2)必要面積
					⇒突発的な利用に対応できるよう、部屋数を2 倍に増設、研修室を含めて、21室を整備	※この面積にトイレ、給湯室等の諸室含む			
		⑮倉庫·書庫	○ 全庁共用の書庫・備品倉庫等を 配置するとともに、法令等に基 づく保管文書等ついては、専用 の保管スペースを確保する。		①現在の保管文書量より ②新庁舎の保管文書量(想定)	【総務省】 執務室面積の13% 11,174㎡×13%	【職員比】 平均0.8㎡/人	(その他) 必要面積に対し、文書量 を20%程度削減して確保 1320㎡×80%≒1,000㎡	(その他) 必要面積に対し、文書量 を20%程度削減して確保 1320㎡×80%≒1,000㎡
					・本庁舎勤務職員の増大分拡張する(1,300人→1,600人=1.2倍)				
		⑥情報管理室	○ 本庁舎庁内で個別に管理されているサーバをすべて情報管理室により集中管理する。		○現在の施設を踏襲・今後システムの整理が進められることが想定され、現状が必要面積と想定できる	(基準なしのため必 要最大で考慮)	【職員比】 平均0.1㎡/人	(1)現状同等	(1)現状同等
Ⅲ 防災拠 点	5. 安心安 全な庁 舎	⑪災害対策本 部室	○ 緊急時に迅速かつスムーズに 支援活動が開始できるよう、『災 害対応事務局開設室』と『災害 対策本部会議室』を常設で設置		○所管課要望の最大面積 ・災害対策本部室のほか、関係諸室を一体整 備するために必要な面積	(基準なしのため必要最大で考慮)	【職員比】 平均0.3㎡/人	(2)必要面積	(2)必要面積
		備蓄倉庫	する。 ○ 支援活動とそれを行う職員のための資材・食糧を蓄えておくための備蓄倉庫を設置する。				【職員比】 平均0.05㎡/人		

基本構想答申素案に定義した整備方針					1. 各基準等にもとづく算定方法 (1)~(4)					2. 機能ごとに算定方法を採用した事務局想定面積			
役割	基本方面	針機能	整備方針	(1) 現状 _{面積}	(2) 現在の状況および課題等を考慮した必要面積 考え方 面積		i積	(4) 類似人口規模の他市平均 考え方 面積	B案(本庁舎建替 (1)~(4)のうち 採用した算定方法	+分庁舎建替) 面積 本庁舎 分庁舎	C・D案(一括移 (1)~(4)のうち 採用した算定方法	ණ) 面積	
その他	(18電気	〔室·機械室等	○ 消防法に基づく非常用電源に加え、72時間連続運転可能な『非常用発電機』を設置する。		○職員増に対応して拡大・本庁舎勤務職員の増大分拡張する(1,300人 →1,600人=1.2倍)	【国交省】 ○電気室(共用部分 を除く庁舎規模ごと) 5000㎡~:210㎡ 15000㎡~:330㎡ 20000㎡~:380㎡		【職員比】 平均2.0㎡/人	(3)国基準(国交省) ※電気室のみ庁舎部分に配置(その他は地下等) ※庁舎の分散により重複 設置		(3)国基準(国交省) ※電気室のみ庁舎部分に 配置(その他は屋外等)		
	・明給湯衛室な	・室、更衣室、守 ・ど		・ (ピロティ等除	○職員増に対応して拡大 ・本庁舎勤務職員の増大分拡張する((ピロティ等部分除く1,770㎡×1.2倍)	【総務省】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		【職員比】 平均3.7㎡/人	(2)必要面積		(2)必要面積		
			合計	23,001									

※庁舎建物外又は地下に設置するもの

1	基本	構想答申案	ミに定義した整備方針	③ 各基準等にもとづく算定方法 【ア)			~ [I		② 機能ごとに算定方法を採		用した事務局想定面積	
役割	基本方針	機能	整備方針	【ア】 現状 面積	【イ】 現在の状況および課題等を考慮した必要面積 考え方 面積		面積	【エ】 類似人口規模の他市平均 考え方 面積	B案(本庁舎建替 (1)~(4)のうち 採用した算定方法	面積	C・D案(一括移 (1)~(4)のうち 採用した算定方法	転) 面積
I 市民 サス	利用した。	(4)駐車場 (来庁者)	○ 条例にもとづく基準台数を確保 した駐車場を整備する。	(周辺駐車場	①現在の本庁舎駐車場の利用状況より ・本庁舎配置の部署は73課・室 ・ピーク時の利用率 約100%(114台) ・ピーク時の入庫まち台数 平均11台 ・必要台数⇒114台+11台=125台 ②新庁舎の利用者数(想定) a) 現本庁舎 約2,500人/日 b) 統合するその他の庁舎 約300人/日 a+b=新庁舎の利用者数=約2,800人/日 ・新庁舎の利用者数は、庁舎の統合で現本庁舎の1.1倍(2,500人→2,800人) ○庁舎の統合による利用者増を見込み、新庁舎に必要な駐車場台数 合計 125台×1.1⇒140台	なし		【人口比】 平均7.3台/万人	(その他) 宅地開発条例にもとづく基準台数を確保する (新本庁舎 (新分庁舎		(その他) 宅地開発条例にもとづく基 準台数を確保する (ただし、敷地によゆうがあ ることから1.2倍を確保)	
Ⅲ 防災拠 点	5. 安心安 全な庁 舎	雨水貯留施設	○ 災害時の生活用水および飲料水確保のため、雨水貯留施設および飲料水兼用耐震性貯水槽の整備を検討する。	-	○宅地開発条例による雨水調整施設の設置 流出抑制値1,150㎡/ha×3ha ⇒ 1,150㎡× 3mの貯留槽	なし		【職員比】 平均0.04㎡/人	(2)必要面積 ※敷地面積が小さくなることにより小規模で可能		(2)必要面積	
		耐震性貯水槽		-	○支援事務従事者の3日分の飲料水・支援事務従事者1,000人×3日×3リットル⇒3㎡×3mの貯水槽	なし			(2)必要面積		(2)必要面積	
その他	電気室・	機械室等		1		【国交省】 ○機械室(共用部分を除く庁舎規模ごと) 5000㎡~:830㎡ 15000㎡~:1520m 20000㎡~:1870m	2 1		(3)国基準(国交省) ※機械室設置スペース (地下等) ※庁舎の分散により重複 設置		(3)国基準(国交省) ※機械室設置スペース (屋外等)	